

報告事項 4

請願の審査について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和5年2月13日

総 務 課

請 願 の 審 査 に つ い て

請 願 件 名	請願第46号 県教育委員会名義の文書を市町村立学校の教職員に作成させないことを求める請願
請 願 者 氏 名	井上 輝彦
受 理 年 月 日	令和5年1月23日
請 願 趣 旨	県教育委員会は勤務条件明示書を市町村立学校の教職員に作成させている。 しかし、県教育委員会名義の文書を権限のない市町村立学校の教職員に作成させるのは不適切である。 ・ 県教育委員会名義の文書を市町村立学校の教職員に作成させないこと。
教 育 長 専 決 の 理 由	内部事務処理手続きに関する内容であるため。
審 査 結 果	不採択 〔勤務条件明示書の勤務の内容や勤務時間などは服務監督権限者である市町村教育委員会と学校が連携・協力して定める必要があるため。〕
結 果 通 知 年 月 日	令和5年2月10日